

# 多賀町環境基本条例解説

## 1 はじめに

環境基本条例策定委員会で検討を重ねてきた多賀の環境基本条例は、単に自然を守るためだけの条例ではなく、私たちの暮らしを守るため、また、多賀町の未来を良くするための条例であるという考えに基づいています。そして、その広い意味での多賀の環境を町外から訪れる人も含めたみんなで守っていきたいという思いを込めて、環境基本条例の策定を行いました。

## 2 環境基本条例の構成

環境基本条例は、第3条において環境の保全および創造に関する基本理念を明らかにし、第4条から第7条で町民、事業者、町、町で活動する者の責務を定めるとともに第2章第1節（第8条から第11条）において町が講ずる環境の保全のための施策を定め、第2節（第12条から第24条）において環境の保全のための施策等を定め、第3節（第25条）において地球環境保全の推進について規定しています。

## 3 基本理念・責務（第3条から第7条）

- ①基本理念は、環境をなぜ、また、どのように守っていくのかという行動原理を明らかにしたものであり、その内容は次のとおりです。
1. 私たち人類も自然を構成する一員であることを認識し、現在および将来の世代の人間が豊かな環境の恵みを享受するとともに、これが将来にわたって継承されるようにしていくこと。
  2. 自主的かつ積極的に社会のすべての構成員が協働して環境の保全に取り組むことにより、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図らなければならないこと。
  3. 地球環境保全のため、町・地域のすべての事業活動において、積極的に取り組んでいくこと。
- ②これらの基本理念の実現に向けては、町が国の定める施策に合わせて良好な環境の保全および創造に関する施策を講じていくのはもちろんのこと、町民や事業者も、日常生活や事業活動において環境への負荷を減らすように努めるなど、進んで環境の保全のために行動することが必要です。このために、環境の保全のため、それぞれの主体が果たすべき役割を責務として規定しています。

## 4 施策の基本方針（第 8 条・第 9 条）

大気、水、森、土壌等の環境の自然的構成要素が良好な状態に確保されるよう、生物の多様性が確保され、多様な自然環境が体系的に保全されるよう、また、人と自然との豊かな触れ合いが保たれるよう、各種の施策相互の有機的連携を図りつつ、環境政策を総合的かつ計画的に推進すべきことが規定されています。

また、町の施策を策定・実施する場合は、環境の保全・調和に配慮するよう規定されています。

## 5 環境基本計画（第 10 条）

環境基本条例においては、環境保全に関する多様な施策を、全ての主体の公平な役割分担の下、長期的な観点から総合的かつ計画的に推進するため、町全体の良好な環境の保全および創造への施策の基本計画を、町民・民間団体等の意見を反映させながら町長が環境審議会の意見を聴いて定めることを規定しています。

## 6 環境審議会の設置（第 11 条）

多賀町域の環境全般についての調査審議を行う機能を持たせ、また、環境の保全および創造に関する施策全般についても審議していただくこととしています。

## 7 環境保全のための施策（第 12 条・第 13 条・第 14 条・第 15 条）

町は、環境への影響をあたえるおそれがある場合には、調査を行うとともに必要な措置を講ずると規定しています。また、歴史的な文化遺産や、多賀町の景観を保全することにより、より一層快適な生活環境が創造されるよう措置していくことを規定しています。

環境の保全のため、公害に対する規制や公害を発生させないための防止措置を講ずることを規定しています。

## 8 助成等の措置（第 16 条）

従来の必要かつ適正な助成措置のほか、新たな環境問題に対する適正かつ公平な助成措置を行えるようにするための経済的支援措置・技術的支援措置を整備するよう規定しています。

## 9 環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進（第 17 条・第 18 条）

従来のような公害防止施設等の整備にとどまらず、環境への負荷を低減させるための施設の整備や循環型社会の形成など環境の保全の観点から広範な整備等を図っていくこととしています。

## 10 環境保全活動の推進（第 19 条・第 20 条・第 21 条）

町民・事業者・民間団体が自主的、積極的に環境の保全のための諸活動ができるよう、町は、

環境教育および環境学習の推進

町民等の自発的な活動の促進

必要な情報の提供

という措置を講ずることとしています。

## 11 情報収集および監視体制（第 22 条）

町は、環境の状況把握および環境保全のための施策策定に必要な情報収集し、測定・監視・巡視等の体制を整備していくことを規定しています。

## **12 推進体制の整備と国等との協力（第 23 条・第 24 条）**

町は、環境基本計画等の環境保全政策の策定およびその実施・推進のために環境部局以外の環境への影響・環境保全活動推進の必要性のある課も含めて調整することを規定しています。また、国・他の地方公共団体・民間団体と協力し環境の保全および創造にかかる取組みを進めていくよう規定しています。

## **13 地球環境保全の推進（第 25 条）**

町は、地球環境保全のため、国・県・他の地方公共団体および民間団体等と協力して、国際協力を推進していくことを規定しています。